

## これまでの議論の整理

## 1. 我が国の IFRS への対応に関する基本的な考え方

- 2008 年のワシントンサミット的首脳宣言における単一で高品質な国際基準を策定するという目標がグローバルに実現されていくことは、世界経済の効率化・活性化を図る観点から有効であり、また、我が国においてこの目標を実現していくことは、日本の企業活動・資金調達に有益であるとともに、日本市場の国際的競争力を確保する観点から重要ではないか。
- 日本の会計基準は、これまでのコンバージェンスの結果、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっており、欧州より IFRS と同等との評価も受けているが、引き続き、会計基準の国際的な調和に向けた努力は継続する必要があるとあり、日本基準を高品質化するような会計基準の変更については前向きに対応し、高品質な日本基準を維持していくことが重要ではないか。
- IFRS 策定への日本の発言権を確保するため、IFRS 財団モニタリング・ボードのメンバー要件である「IFRS の使用」を勘案しながら、日本の IFRS への態度をより明確にすることを検討していく必要があるのではないか。
- その際、現在の IFRS の内容については、基本的考え方として受け入れ難い項目や、日本の経営、事業活動の実態にそぐわず、また、導入コストが過大であると考えられる項目が存在し、また、開発中の項目も存在することを念頭に置く必要があるのではないか。
- また、米国の動向など国際情勢に不確実性が存在することを十分に勘案する必要があるのではないか。
- 国内企業において IFRS の適用を検討する前提を明確にするために、各企業における資金調達手段や事業展開の範囲等が区々であることを考慮しつつ、日本の IFRS への態度をより明確にすることにより、企業の予見可能性を高める必要があるのではないか。
- 以上の状況を勘案し、当審議会としては、当面の対応として、「任意適用要件の緩和」、「IFRS の適用の方法」及び「単体開示の簡素化」について整理することとしてはどうか。

## 2. 各論

### (1) 任意適用要件の緩和

現行制度	
これまでの主な意見	議論の整理
<p>○ 我が国における IFRS の任意適用については、(1) 上場していること、(2) IFRS による連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること、(3) 国際的な財務活動又は事業活動を行っていること、の全ての要件を満たした会社を「特定会社」と定義し、IFRS を適用して連結財務諸表を提出することができることとしている(連結財務諸表第1条の2)。</p>	
<p>○ IFRS の任意適用に関して、企業の経営実態を踏まえた制度上の改善を図りつつ、自然体で適用会社が増加していくことが肝要。</p> <p>○ IFRS の任意適用を志向する企業がより機動的・効率的にIFRSを適用できるような手当てを行うことが妥当ではないか。</p> <p>○ 任意適用の積み上げは、IFRSに対する影響力を日本が維持するためにも必要なので、要件の緩和を是非お願いしたい。</p> <p>○ IFRS の任意適用積み上げは、新興市場を育てるという観点においても非常に大事である。特に、上場準備している会社を中心に IFRS の任意適用を認めることは、非常に建設的なことではないか。</p>	<p>○ IFRS の任意適用に関しては、IFRS に基づく適正な財務諸表を作成する意欲と能力がある企業が IFRS を適用できるような制度上の改善を図ることが考えられるのではないか。</p> <p>○ このことは、我が国として単一で高品質な会計基準を策定するという目標に向けて着実に歩みを進めていることを示す意味でも有意義なことではないか。</p> <p>○ 任意適用の要件を緩和することにより、IFRS を任意適用する企業数が増加することが見込まれ、国際的にも、IFRS 策定への日本の発言力の確保等に資することになるのではないか。</p> <p>○ 上場時から IFRS の適用を希望する IPO 企業の負担が軽減されるなど、新興市場の育成という観点からも有用と考えられるのではないか。</p>

○ 海外企業と互して資金調達を行いたいという企業については、同業の外国企業との比較可能性が重要となるので、IFRS任意適用要件の緩和はメリットと考えられるのではないかな。

○ IFRS の任意適用要件の中には、指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置くことなど、必須だと思われるものがある一方、外国に資本金 20 億円以上の連結子会社を有していることなどについては、当該要件を外したとしても、財務諸表の質などの観点から支障をきたすものではないと思われる。

○ 日本基準、IFRSともに、一般に公正妥当な会計基準として認めているのであれば、いずれを適用するのが有利不利という問題ではないのではないかな。

○ 任意適用要件の緩和に係るデメリットについては、既に手当てがなされていると理解できるのではないかな。

○ IFRS任意適用企業が増加することで、国内企業間の比較可能性よりも、外国企業との比較可能性が高まることのほうが重要ではないかな。

○ 我が国において IFRS を任意適用する要件としては、上場していること、国際的な財務活動・事業活動を行っていることが求められているが、これらの要件を撤廃することにより任意適用要件を緩和したとしても、IFRSによる連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備が行われていれば、財務諸表の質が低下することはないのではないかな。

○ 以上を踏まえると、IFRS の任意適用の要件のうち、IFRSに基づいて作成する連結財務諸表の適正性を確保する取組・体制整備の要件は残すこととし、「上場企業」及び「国際的な財務活動・事業活動」の要件は撤廃することとしてはどうか。

## (2) IFRS の適用の方法

現行制度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国における IFRS 任意適用企業が適用する IFRS は、金融庁長官が「指定国際会計基準」として定めることとされている(連結財務諸表規則第 93 条)。</li> <li>○ 「指定国際会計基準」を定めるに当たっては、一部の基準を指定しないことも可能な枠組みとなっているが、一部の基準を修正する手続を念頭に置いた規定とはなっていない。なお、現時点では、IASB が策定した全ての基準が指定されている。</li> </ul>	
これまでの主な意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最終的に日本として受け入れ困難となる IFRS については、日本国内での取扱いプロセスを明確化していく必要がある。</li> <li>○ わが国としてもエンドースメントプロセスを入れて、一部の基準をカーブアウトした IFRS の任意適用を容認する制度を保持しておくということは、意味ある試行ではないか。</li> <li>○ 現行の指定国際会計基準は、当初からエンドースメ</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>エンドースメントについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ IFRS の取り込み方法は各国様々であるが、多くの国・地域でエンドースメントプロセス(自国基準へのIFRSの取込み手続)を導入している。</li> <li>○ 現行の指定国際会計基準については、ピュアなIFRSを適用する意図で既に任意適用している企業が存在することなどを踏まえると、事実上ピュアなIFRSとして維持する必要があるのではないか。その上で、IFRS 任意適用企業数の増加を図る中で、多くの国々で採用しているエンドースメントプロセスを取り入れることは、非常時の対応など我が国の国益を確保する観点から有用であると考えられるのではないか。</li> <li>○ 現行の指定国際会計基準は、一部の基準を指定しないことも可能な枠組</li> </ul>

ントプロセスを含意していたのではないか。IFRSのすべての基準が安易に指定されてきたことが問題。

○ エンドースメントを行うということは、個別基準を一つ一つ採択するということであり、現在の指定手続の強化につながることはないか。

○ ピュアな IFRS は未完成であり、改善の余地がある。IFRSそのものの改善に向けた意見発信を行ってほしい。また、あるべきIFRSを外に向けて発信していただきたい。そのためのエンドースメントであれば大いに意義がある。

○ グローバルな基準策定への貢献や我が国としての特殊事情を IFRS に反映させるような積極的な意見発信につなげることで、機動性、比較可能性を含めたIFRS の有用性等が増す可能性があるのではないか。

○ 米国基準、IFRS、エンドースメント IFRS、日本基準という、4つの基準が並び立つというのは非常にわかりにくく、財務諸表の比較可能性という観点からも懸念

みになっているという点では一種のエンドースメントであると言えるが、一部の基準を修正する手続を念頭に置いた規定とはなっておらず、実質的にピュアな IFRS のアドプションとなっていることから、一部の基準を修正することができるという意味でのエンドースメントの仕組みが必要なのではないか。

○ エンドースメントされた IFRS は、日本が考える「あるべき IFRS」を国際的に示すこととなることから、今後引き続き IASB に対して意見発信を行っていく上で有用であると考えられるのではないか。

○ エンドースメントされた IFRS は、ピュアな IFRS と現行日本基準との中間に位置するものである。現行日本基準がこれまでのコンバージェンスの努力によって欧州での同等性評価を得るなど、ピュアな IFRS との相違点がかな

がある。

○ 会計基準がまた一つ増えるのかという懸念があるかと思うが、これはIFRSについて改善要求をしていく中での経過的な取扱いであり、IFRSから出発するということに意義がある。

○ 現行のピュア IFRSと、一部カーブアウトした IFRS が並存するということになる、国際的にこれをどう説明するのかという新たな課題が発生することになる。

○ 中間的な IFRSを導入する場合、IFRS 移行企業が増えるかどうか、ある程度見極めた上で実施しても遅くはないのではないか。

○ エンドースメント IFRSについて、早期に方向性が示されれば、今任意適用をしようとしている会社は大変助かるのではないか。

○ 十分なニーズがあれば4つや5つの基準が並存しても良いと思うが、一部の基準をカーブアウトした IFRS を使える状態にしておくというのは、一部強制適

り解消されてきていることを踏まえれば、財務諸表の比較可能性に重大な支障をもたらすものではないと考えられるのではないか。

○ 会計基準の国際的な調和を図る観点からエンドースメント IFRS が前向きな取り組みであるということについて、国際的な理解を得ながら進めていく必要があるのではないか。

○ 今後IFRS任意適用の検討を行う企業にとって、エンドースメントIFRSが有用であるよう、利用する企業のニーズも踏まえた上で検討する必要があるのではないか。

○ エンドースメント IFRS は、強制適用を前提としたものではなく、あくまでも任意適用企業を対象としたものとして位置づけるべきではないか。

用の方向を決めたわけでないのに、なし崩し的にその方向に進めるということになりかねない。

○ エンドースメントIFRSの導入により、日本基準をローカル化させることになるのではないか。

○ まずは日本基準の体系整理を進めながら、日本基準とIFRSの差を埋めていくことが必要。そのためのエンドースメントIFRSであろう。日本基準とIFRSの間を縮めていくことが、ある意味では日本の貢献の一つではないか。

○ 我が国で使用される会計基準は当局の責任によって決定されるべきものであり、その前提としてASBJが議論するというのではないか。

○ アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会のような場で審議・諮問することも考えられるのではないか。

○ エンドースメントについて、ASBJが個別基準を一つ一つ検討し、さらに当局が指定する手続が妥当ではな

○ 現行の日本基準については、引き続き、これを高品質化するよう、前向きに対応することが重要ではないか。

#### エンドースメントの主体・手続きについて

○ エンドースメントの手続きについては、まず、会計基準の策定能力を有するASBJ(企業会計基準委員会)において検討を行い、さらに、現行の日本基準と同様に、ASBJが検討した個別基準について、当局が指定することが適当であると考えられるのではないか。

いか。

- カーブアウト項目が多いと IFRS として認められなくなるので、IFRS の改善要求と合わせて国際的に合理的な説明ができる範囲で行っていくべきである。
- 日本基準をコンバージェンスして IFRS のレンジに入るということではなく、エンドースメント IFRS はピュアな IFRS から若干引いたものとすべきである。ピュアな IFRS とエンドースメント IFRS を将来統合できる形にしなければ、エンドースメント IFRS を作る意味はない。

#### 個別基準のエンドースメントに関する判断基準について

- IFRS の個別基準をエンドースメントする際の判断基準としては、公益及び投資者保護の観点から、例えば、以下の点を勘案することが考えられるのではないかと。
  - ・会計基準に係る考え方
  - ・実務上の困難さ(作成コストが便益に見合わない等)
  - ・周辺制度との関連等(各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要する)
- 他方、カーブアウトや修正項目の数が多くなればなるほど、国際的には IFRS とは認められにくくなり、IFRS 策定に対する日本の発言力の確保等へ影響が生じる可能性があるのではないかと。
- このため、我が国の国益も勘案しつつ、単一で高品質な会計基準の策定という目標を達成する観点から、カーブアウト又は修正する項目は合理的に説明できる範囲に限定すべきではないかと。

### (3) 単体開示の簡素化

現行制度	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国では、上場会社が作成する財務計算に関する書類は、「金融商品取引法に基づいて作成する財務諸表」と「会社法に基づいて作成する計算書類」の2種類がある。</li> <li>○ これらの書類には、作成会社たる個社の状況を示す(単体)財務諸表・計算書類と、作成会社とその子会社から成る企業集団の状況を表す連結財務諸表・連結計算書類の2種類がある。</li> <li>○ 金融商品取引法に基づいて作成する財務諸表では、連結財務諸表を主たる財務諸表、単体財務諸表を従たる財務諸表と位置づけているが、会社法に基づいて作成する計算書類では、(単体)計算書類は全ての会社を対象である一方、連結計算書類は大会社かつ金商法対象会社にのみ義務付けている。</li> </ul>	
これまでの主な意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開示負担に関しては、明らかに IFRS が過大な負担となっているが、日本基準を適用している企業であっても、開示負担が大きく、見直す時期に来ているのではないか。</li> <li>○ 単体開示の有用性やニーズは著しく低下しており、コスト・ベネフィットを考慮すれば、単体開示の廃止・抜本的簡素化が必要。</li> <li>○ 詳細な単体開示のために企業の経営資源を投入させることが、国益あるいはステークホルダー全員にとって必要なかが問われているのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融商品取引法における開示制度では、連結財務諸表と単体財務諸表の両方の開示が義務づけられているが、連結財務諸表の開示が中心となっている現在においては、単体開示の簡素化が必要ではないか。</li> <li>○ 金融商品取引法適用会社は、会社法においても連結計算書類と(単体)計算書類の両方の作成が義務づけられているが、金融商品取引法において会社法の要求水準を超える単体財務諸表の作成を求めることは二重の負担になるのではないか。</li> </ul>

○ 財務諸表ユーザーにとって連結開示のみならず単体開示も重要であると考えており、十分に慎重な検討をすることが妥当である。

○ 金商法と会社法との目的の違いを考慮すれば、単体開示を軽視してよいとするについては慎重であるべきではないか。

○ コストベネフィットを理由とする開示の緩和には抵抗感が強く、非財務情報として取り扱っても構わないので、既存項目を引き続き開示してもらいたいとの声も少なくない。

○ 二重負担を軽減する主旨からの簡素化は理解できるが、現在の仕組みの中で得ることができる単体情報は今後得ることができるようお願いしたい。

○ 会社の形態が様々である中で、一律に議論するのではなく、親会社の比重がどの程度あるかなども踏まえて議論した方が整理しやすいのではないか。

○ 連結におけるセグメント情報の充実という点に配慮し、投資家、アナリストが知りたい項目については連結ベースを

○ 他方、金融商品取引法による単体財務諸表は、連単倍率の低い企業や親子間取引が多い企業などにおいて、連結財務諸表と同様に重要であり、簡素化を図るに当たっては、個別の項目ごとに慎重な検討が必要ではないか。

○ 以上を踏まえて、例えば、以下のように単体開示の簡素化を考えてはどうか。

○ 本表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)に関しては、経団連モデルを使用している場合など、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とでは開示水準が大きく異なるため、会社法の要求水準に統一することを基本としてはどうか。

充実させることで、単体がないと困るといった話は吸収する余地があるのではないか。

- 単体開示の簡素化は、IFRSを適用するからという問題ではなく、金商法における情報開示のあり方の問題ではないか。

(注)経団連ひな型の使用会社数(上場会社のうち、時価総額下位 200 社(外国会社1社を除く。)を対象)

	貸借対照表	損益計算書	株主資本等変動計算書
経団連ひな型(同等のものを含む。)使用会社	196社	187社	199社
経団連ひな型にほぼ準拠している会社	2社	4社	0社

※時価総額下位の比較的小規模な会社でもほぼ全てが経団連ひな型を使用又は準拠しており、同ひな型は広く普及していると考えられるのではないか。

- 注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容に関しては、会社法の計算書類と金商法の財務諸表とで開示水準が大きく異なる項目については会社法の要求水準に統一することを基本としてはどうか。

また、金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されている場合には、金商法の単体ベースの開示を免除することを基本としてはどうか。

上記以外の項目については、その有用性、財務諸表等利用者のニーズ、作成コスト、国際的整合性等を斟酌した上で、従来どおりの開示が

- 単体開示のみの企業については、単体情報を使用して連結情報を開示している会社と比較しながら投資意思決定を行う必要がある。
- 単体開示のみの企業について全く検討しないというのは、開示量の削減という視点から合理性を欠くのではないか。
- 規制業種の中には、開示が非常に簡素なものが見られるが、開示のレベルは今のままでよいのか。

必要か否かについて検討することとしてはどうか。

- その際、単体開示の情報が少なくなることへの懸念に対応するため、例えば、連結財務諸表におけるセグメント情報を充実する方法や注記等の記載内容を非財務情報として開示する方法などについて検討してはどうか。
- 単体開示のみの会社については、連結財務諸表の作成負担がなく、単体の簡素化に伴い代替する連結財務諸表の情報もないため、仮にこういった会社に対してまで簡素化を行うとした場合には、連結財務諸表を作成している会社との間で情報量の格差が生じてしまうおそれがあることから、単体開示のみの会社については基本的に見直しを行わないこととしてはどうか。
- 規制業種については、所管省庁が政策目的を達成する観点から、法令において必要な財務情報の作成及び報告を義務付けている。一方、財務諸表等規則においては、各業法に基づく開示が当該業種の実態を理解する上で有用との観点から、規制業種を別記事業と位置付け、各業法で要求している内容を優先して適用することを定めている。また、規制業種については、特に単体の有用性が高いとの意見もある。この

ような点を踏まえ、所管省庁の意見も聴取し、慎重に検討を行う必要があるのではないか。